

議案第4号

守口市印鑑条例の一部を改正する条例案

守口市印鑑条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和2年2月20日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市印鑑条例の一部を改正する条例

守口市印鑑条例（平成9年守口市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条 略 （登録の資格等） 第2条 略 2 略 （1） 略 <u>（2） 成年被後見人</u> 3 略 以下 略	第1条 略 （登録の資格等） 第2条 略 2 略 （1） 略 <u>（2） 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u> 3 略 以下 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。